

給付年金コーナー

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

【国民年金保険料について】

令和5年4月分から令和6年3月分までの国民年金保険料は、月額16,520円です。保険料の納付期限は「納付対象月の翌月末」と定められています。納付期限までに保険料を納めないでと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので忘れずに納めてください。

また、国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、町役場の国民年金窓口へ相談してください。

【国民年金保険料の納付方法について】

国民年金保険料は、令和5年2月20日から現金（納付書払い）、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。詳しい内容については日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

令和5年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、皆さんで医療費を出しあうための目的税です。

納税義務者は“世帯主”です。世帯に1人でも国民健康保険の加入者がいれば、納税通知書などは世帯主に送られます。

【令和5年度から新税率に変わります】

		医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護給付金分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	所得に対して	5.5%	5.5%	1.1%	1.5%	1.1%	1.4%
資産割	固定資産税に対して	40%	25%	—	—	—	—
均等割	加入者1人あたり	10,000円	14,800円	7,200円	8,200円	7,200円	8,200円
平等割	1世帯あたり	14,000円	8,000円	—	—	—	—

【モデルケース（世帯例）による国保税試算】

モデルケース		介護分の有無	令和4年度	令和5年度	差額
軽減措置あり	① 3人世帯 45歳夫婦・小学生1人 ・所得400万円(世帯主) ・固定資産税額10万円	有(2人)	394,700円	418,100円	23,400円
	② 2人世帯 42歳夫婦 ・所得120万円(世帯主) ・固定資産税額5万円	有	129,100円	133,000円	3,900円
	③ 1人世帯 50歳 ・所得50万円 ・固定資産税額3万円	有	36,400円	32,800円	△3,600円
	④ 1人世帯 60歳 ・所得なし ・固定資産税額なし	有	11,400円	11,600円	200円

世帯の合計所得が一定の基準を下回る場合等、軽減措置が受けられる場合があります。

合計所得による軽減措置を受ける場合は、収入がない方、扶養されている方又は遺族年金や障害年金のみの受給者などでも、16歳以上（4月1日現在）の方は、住民税の申告をする必要があります。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線112

6月の納期

●町県民税

■普通徴収（第1期分）

■特別徴収（令和5年度第2期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●国民健康保険税

■特別徴収（令和5年度第2期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●後期高齢者医療保険料

■特別徴収（令和5年度第2期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●介護保険料

■特別徴収（令和5年度第2期分）

※今月支給される年金から天引きされます。

※6月からの特別徴収（年金天引き）開始

令和4年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していただいていた方のうち、令和5年度の介護保険料を6月の年金から特別徴収（年金からの天引き）で納付していただく方に、令和5年度介護保険料特別徴収開始のお知らせを送付します。

納期限は6月30日(金)です。口座振替の場合は6月26日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123

国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
介護保険料 福祉介護課介護包括ケア担当 内線143